

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年11月20日  
支出負担行為担当官  
国立療養所多磨全生園  
事務部長 水谷 義彦



## 1. 競争に付する事項

- (1) 調達物品の品名及び数量  
国立療養所多磨全生園正門側外周樹木伐採作業 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
契約締結日から 令和2年2月28日 まで
- (4) 納品場所  
国立療養所多磨全生園構内
- (5) 入札方法
  - ① 入札は書面で行う。
  - ② 落札者の決定については、最低価格落札方式をもって行う。
  - ③ 入札金額は納入に要する一切の費用を含めたうえで記入すること。
  - ④ 落札決定にあたっては、入札書に記載された、金額単価に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和1・2・3年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のB、C又はDの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 入札時において厚生労働省から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
  - ・資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
  - ・経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (6) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
  - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険
  - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

- (8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (9) 入札に参加を希望する者は、意思表示の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

## 3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
〒189-8550  
東京都東村山市青葉町4-1-1  
国立療養所多磨全生園 事務部 会計課 施設管理係  
TEL042-395-1101 内線2236
- (2) 入札説明会の日時及び場所  
令和元年12月20日 10時00分  
国立療養所多磨全生園 会議室
- (3) 入札書の受領期間  
令和2年1月10日 17時00分 迄
- (4) 開札の日時及び場所  
令和2年1月14日 10時00分  
国立療養所多磨全生園 会議室

## 4. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除する。
- (3) 下記に示す書類を令和2年1月10日までに提出すること。
  - ・令和1・2・3年度 資格審査結果通知書の写し
  - ・暴力団に該当しない旨の誓約書
  - ・保険料納付に係る申立書
  - ・自己申告書
- (4) 入札の無効  
本告示に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札書に求められる業務を履行しなかった者の提出した入札書、入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。  
(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することになったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- (5) 契約書の作成要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結す

ることが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価が高い者を落札者とすることがある。

落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

